

みどり市監査委員告示第6号

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

令和5年2月2日

みどり市監査委員 天川 洋  
みどり市監査委員 須藤 修  
みどり市監査委員 高草木 弘子

## 財政援助団体等監査結果報告書

地方自治法第199条第7項の規定に基づき実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり報告します。

### 記

1 監査の期間

令和4年11月21日から令和5年1月23日まで

2 監査の対象

令和3年度及び令和4年度に財政的援助を与えている団体のうち、次の団体を任意抽出した。

補助金名	団体名	所管課
みどり市空き店舗活用補助金	「三方良し」の会	産業観光部商工課

3 監査の方法

当該補助金が諸規定に基づき適正に交付され、交付目的に沿って効率的に執行されているかを主眼とし、証拠書類を調査するとともに関係者から説明を聴取する等により監査を実施した。

4 監査の結果

監査対象となった補助金は、おおむね適正に執行されていると認められた。